

ICカード乗車券取扱規則

目 次

第1編 総則

第1条 (目的)	(8)	- 1
第2条 (適用範囲)	(8)	- 1
第3条 (用語の意義)	(8)	- 2
第4条 (契約の成立および適用規定)	(8)	- 3
第5条 (使用方法および制限事項)	(8)	- 3
第6条 (運賃)	(8)	- 4
第6条の2 (小児片道普通旅客運賃)	(8)	- 5
第6条の3 (加算普通旅客運賃)	(8)	- 5
第6条の4 (乗継割引片道普通旅客運賃)	(8)	- 6
第6条の5 (空港連絡特殊割引片道普通旅客運賃)	(8)	- 7
第7条 (個人情報の取扱い)	(8)	- 8
第8条 (旅客の同意)	(8)	- 8
第9条 (取扱区間)	(8)	- 8
第10条 (制限または停止)	(8)	- 8

第2編 IC S Fカード

第1章 発売

第11条 (発売)	(8)	- 8
第12条 (チャージ)	(8)	- 8
第13条 (S F残額の確認)	(8)	- 8

第2章 運賃

第14条 (運賃の減額)	(8)	- 9
第15条 (当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)	(8)	- 9
第16条 (身体障害者割引および知的障害者割引)	(8)	- 10

第3章 効力

第17条 (効力)	(8)	- 10
-----------	-----	------

第18条 (記名ICカードの再印字)	(8)	-10
第19条 (記名ICカードの個人情報変更)	(8)	-10
第20条 (無効となる場合)	(8)	-10
第21条 (不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)	(8)	-11

第4章 再発行・交換

第22条 (紛失再発行)	(8)	-11
第23条 (障害再発行)	(8)	-11
第24条 (ICカードの交換および移替え)	(8)	-11
第25条 (免責事項)	(8)	-12

第5章 払い戻し

第26条 (払い戻し)	(8)	-12
-----------------------	-----	-----

第6章 特殊取扱

第27条 (ICカードの変更)	(8)	-12
第28条 (同一駅で出場する場合)	(8)	-12
第29条 (列車の運行不能の場合の取扱方)	(8)	-12

第3編 IC定期乗車券

第1章 発売

第30条 (発売)	(8)	-13
第31条 (チャージ)	(8)	-13
第32条 (SF残額の確認)	(8)	-13

第2章 運賃

第33条 (運賃の減額)	(8)	-14
第34条 (当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)	(8)	-14
第35条 (身体障害者割引および知的障害者割引)	(8)	-15

第3章 効力

第 36 条 (効力)	(8)	-15
第 37 条 (再印字)	(8)	-15
第 38 条 (無効となる場合)	(8)	-15
第 39 条 (不正使用に対する旅客運賃・増運賃の收受)	(8)	-16

第 4 章 再発行・交換

第 40 条 (紛失再発行)	(8)	-16
第 41 条 (障害再発行)	(8)	-17
第 42 条 (I C カードの交換および移替え)	(8)	-17
第 43 条 (免責事項)	(8)	-18

第 5 章 払い戻し

第 44 条 (払い戻し)	(8)	-18
-------------------------	-------	-----

第 6 章 特殊取扱

第 45 条 (同一駅で出場する場合)	(8)	-18
第 46 条 (列車の運行不能の場合の取扱い方)	(8)	-19
別表第 1 号	(8)	-20

ICカード乗車券取扱規則

制 定 2007. 3. 18 京急公示第 503号

一部改正 2015. 2. 10 京急公示第 527号

第1編 総則

(目 的)

第1条 この規則は、京浜急行電鉄株式会社(以下「当社」という。)における、ICカードを媒体とした乗車券(以下「ICカード乗車券」という。)による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社において旅客の運送等を行う IC カード乗車券は、次の各号のとおりとする。

- (1) 株式会社パスモが発行する「PASMO」
 - (2) 株式会社パスモが相互利用を行う以下の IC カード乗車券
 - イ. 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」
 - ロ. 東京モノレール株式会社が発行する「モノレール Suica」
 - ハ. 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかい Suica」
 - (3) 株式会社パスモが相互利用を行う、前号を除く以下の IC カード乗車券
 - イ. 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「K i t a c a」
 - ロ. 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
 - ハ. 株式会社エムアイシーが発行する「m a n a c a」
 - ニ. 東海旅客鉄道株式会社が発行する「T O I C A」
 - ホ. 株式会社スロットとKANSAIが発行する IC カード
 - ヘ. 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「I C O C A」
 - ト. 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
 - チ. 株式会社ニモカが発行する「n i m o c a」
 - リ. 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」
- 2 前項にかかわらず、前項第2号および第3号に定める IC カード乗車券のうち、一部の IC カード乗車券について、IC カード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。
- 3 第1項の IC カード乗車券による旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。
- 4 前項にかかわらず、次の各号に定める IC カード乗車券については、それぞれ各号に定める取扱いを行わない。
- (1) 第1項第1号に定める IC カード乗車券のうち一体型 IC カードについて

イ. 第 11 条および第 30 条(発売), ただし旅客が所持する一体型 IC カードに定期乗車券の機能付加の申出があった場合は, 第 30 条に定める手続に則り当該カードに定期乗車券の機能を付加するものとする。

ロ. 第 18 条 2 項 (再印字)

(2) 第 1 項第 2 号に定める IC カード乗車券について

イ. 第 10 条および第 30 条(発売)

ロ. 第 18 条第 2 項および第 37 条第 2 項(再印字)

ハ. 第 19 条 2 項(記名 IC カードの個人情報変更)

ニ. 第 22 条および第 40 条 (紛失再発行), ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

ホ. 第 23 条および第 41 条 (障害再発行), ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

ヘ. 第 24 条および第 42 条(IC カードの交換および移替え)

ト. 第 26 条および第 44 条(払いもどし)

チ. 第 27 条(IC カードの変更)

(3) 第 1 項第 3 号に定める IC カード乗車券について

イ. 第 11 条および第 30 条 (発売)

ロ. 第 18 条第 2 項および第 37 条第 2 項 (再印字)

ハ. 第 19 条第 2 項 (記名 IC カードの個人情報変更)

ニ. 第 22 条および第 40 条 (紛失再発行)

ホ. 第 23 条および第 41 条 (障害再発行)

ヘ. 第 24 条および第 42 条 (IC カードの交換および移替え)

ト. 第 26 条および第 44 条 (払い戻し)

チ. 第 27 条 (IC カードの変更)

5 この規則が改定された場合, 以後の IC カード乗車券による旅客の運送等については, 改定された規則の定めるところによる。

6 この規則に定めのない事項については, 法令, 当社の旅客営業規則および IC カード発行业者が定める IC カード取扱規則(以下「IC 発行业者規則」という。)等の定めるところによる。

(用語の意義)

第 3 条 この規則における主な用語の意義は, 次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「IC 取扱事業者」とは, 別表第 1 号に規定する事業者をいう。

(2) 「IC 鉄道事業者」とは, 別表第 1 号に規定する IC 取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。

(3) 「SF」とは, もっぱら旅客運賃の支払いや乗車券類との引き換えに充当する, IC カード乗車券に記録された金銭的価値をいう。

(4) 「ICSF カード」とは, SF により旅客の運送等に供する IC カード乗車券をいう。

- (5) 「無記名 IC カード」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人 1 名の使用に供する IC カード乗車券をいう。
- (6) 「記名 IC カード」とは、券面に使用者の記名を行い、かつカードに使用者の氏名を記録した、記名人本人の使用に供する IC カード乗車券をいう。
- (7) 「一体型 IC カード」とは、IC カード発行事業者が、同事業者以外の者(以下「提携先」という。)と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名 IC カードをいう。
- (8) 「大人用 IC カード」とは、大人の使用に供する記名 IC カードをいう。
- (9) 「小児用 IC カード」とは、小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名 IC カードをいう。
- (10) 「IC 定期乗車券」とは、記名 IC カードに IC 鉄道事業者の定期乗車券の機能を付加した IC カード乗車券をいう。
- (11) 「大人用 IC 定期乗車券」とは、大人の使用に供する IC 定期乗車券をいう。
- (12) 「小児用 IC 定期乗車券」とは、小児の使用に供する IC 定期乗車券をいう。
- (13) 「チャージ」とは、IC カード乗車券に入金することをいう。
- (14) 「デポジット」とは、返却することを条件に、IC カード発行事業者が収受する IC カードの使用権の代価をいう。
- (15) 「改札機等」とは、IC カード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (16) 「精算機等」とは、IC カード乗車券の精算およびチャージを行う機器をいう。
- (17) 「最低運賃相当額」とは、第 6 条第 2 項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用される最も低額な運賃をいう。
- (18) 「乗継駅」とは、乗継割引適用区間で、一旦改札を出て他の鉄道事業者線へ乗り換える駅をいう
- (19) 各鉄道会社については次のとおりとする。
 - イ. 「JR 東日本」とは、東日本旅客鉄道株式会社をいう。
 - ロ. 「都営」とは、東京都地下高速電車をいう。
 - ハ. 「東急」とは、東京急行電鉄株式会社をいう。
 - ニ. 「相鉄」とは、相模鉄道株式会社をいう。
 - ホ. 「京成」とは、京成電鉄株式会社をいう。
 - ヘ. 「北総」とは、北総鉄道株式会社をいう。
 - ト. 「横浜高速」とは、横浜高速鉄道株式会社をいう。

(契約の成立および適用規定)

第 4 条 IC カード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。ただし、IC 定期乗車券における定期乗車券にかかわる運送契約は、その定期乗車券を発売したときに成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取り扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法および制限事項)

第5条 ICカード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカード乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。

- 2 出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。
- 3 ICカード乗車券のSFを使用して定期乗車券、他のSFカード、別のICカードおよび当社が別に定める乗車券等との引き換えはできない。
- 4 入場時に使用したICカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該ICカード乗車券で再び入場することはできない。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、ICカード乗車券は直接改札機等で使用できないことがある。
 - (1) 入場時にSF残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。
 - (2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。
 - (3) ICカード乗車券の破損、改札機等の故障または停電等により改札機等によるICカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。
 - (4) 記名ICカードにおいては改札機等での入場または出場、SFもしくは定期乗車券の使用またはSFのチャージのいずれかの取り扱いを行った日の翌日を起算日として、ICカード発行事業者が別に定める期間内にこれらの取り扱いが行われなかったとき。
 - (5) 一体型ICカードにおいては提携先または提携先のサービス機能の都合により、当該ICカードが使用できない状態となったとき、または有効期限が経過したとき。
- 6 乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。
- 7 IC定期乗車券は、その券面表示区間内の駅を発駅または着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第1項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。
- 8 記名ICカードは、当該記名ICカードに記録された記名人本人以外が使用することはできない。
- 9 小児用ICカードは、有効期限終了後は使用することができない。
- 10 偽造、変造または不正に作成されたICカード乗車券、SFまたは定期乗車券の機能を使用することはできない。

(運賃)

第6条 この規則における普通旅客運賃は、第5条第1項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。

- 2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した1円単位運賃とする。

1キロメートルから3キロメートルまで	133円
4キロメートルから6キロメートルまで	154円
7キロメートルから10キロメートルまで	195円
11キロメートルから15キロメートルまで	237円
16キロメートルから20キロメートルまで	278円
21キロメートルから25キロメートルまで	308円
26キロメートルから30キロメートルまで	360円
31キロメートルから35キロメートルまで	422円
36キロメートルから40キロメートルまで	483円
41キロメートルから45キロメートルまで	565円
46キロメートルから50キロメートルまで	638円
51キロメートルから55キロメートルまで	710円
56キロメートルから60キロメートルまで	781円
61キロメートルから65キロメートルまで	854円
66キロメートルから67キロメートルまで	926円

3 前項にかかわらず次の区間は特定の運賃とする。

品川から六郷土手・京急川崎間	227円
北品川・新馬場から京急川崎間	227円
京急川崎から横浜間	227円
品川から仲木戸・横浜間	298円
北品川・新馬場から神奈川・横浜間	298円
羽田空港国際線ターミナルから穴守稲荷・大鳥居間	283円
羽田空港国内線ターミナルから穴守稲荷・糀谷間	304円
羽田空港国際線ターミナルから糀谷・京急蒲田間	294円
羽田空港国内線ターミナルから京急蒲田間	335円

4 旅客が第5条第1項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、当社が特に認めた場合は、第2項および第3項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

- (1) 第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、旅客営業規則に定める乗車券で旅行を開始した場合
- (2) 第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について旅客営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合

(小児片道普通旅客運賃)

第6条の2 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(加算普通旅客運賃)

第6条の3 大人加算普通旅客運賃の適用区間および運賃額は次のとおりとする。

天空橋から羽田空港国際線ターミナル・羽田空港国内線ターミナル間 170円

2 前項にかかわらず、次に定める区間の大人普通旅客運賃は次のとおりとする。

天空橋から羽田空港国内線ターミナル間 154円

羽田空港国際線ターミナルから天空橋・羽田空港国内線ターミナル間 133円

3 小児加算普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(乗継割引片道普通旅客運賃)

第6条の4 乗継割引片道普通旅客運賃は、次に定める特定の区間を発着とする場合に適用する

当社線区間	接続駅	他社線区間
品川～新馬場間の各駅	泉岳寺	都営線：大門・三田・高輪台・五反田 芝公園・白金高輪の各駅
泉岳寺および北品川～鮫洲間の各駅	品川	J R 東日本線：田町・大崎・五反田 大井町の各駅
六郷土手・京急川崎・港町および 鶴見市場～花月園前間の各駅	八丁畷	J R 東日本線：矢向・川崎・尻手および 川崎新町～浜川崎間の各駅
子安～神奈川間および戸部 日ノ出町の各駅	横浜	J R 東日本線：東神奈川・桜木町・関内 保土ヶ谷の各駅 東急線：白楽～反町間の各駅 相鉄線：平沼橋～天王町間の各駅 横浜高速線：新高島～馬車道間の各駅

(1) 大人片道割引普通旅客運賃

イ. 当社線と泉岳寺接続都営線、横浜接続東急線・相鉄線・横浜高速線と八丁畷接続の J R 東日本線との乗継ぎの場合

当社線の大人片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額と他社線の大人片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額を併算した額とする。

ロ. 当社線と品川接続・横浜接続の J R 東日本線との乗継ぎの場合

当社線の大人片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額と他社線の大人片道普通旅客運賃を併算した額とする。

ハ、当社線と北総線との乗継ぎの場合

当社線の大人片道普通旅客運賃と都営線および京成線の大人片道普通旅客運賃を10円ずつ差し引いた額に北総線の大人片道普通旅客運賃から北総線松飛台駅まで10円、北総線大町駅以遠20円を差し引いた額を併算した額とする。

(2) 小児片道割引普通旅客運賃

イ、当社線と泉岳寺接続都営線、横浜接続東急線・相鉄線・横浜高速線と八丁畷接続のJR東日本線との乗継ぎの場合

当社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額と他社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額を併算した額とする。

ロ、当社線と品川接続・横浜接続のJR東日本線との乗継ぎの場合

当社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額と他社線の小児片道普通旅客運賃を併算した額とする。(10円未満の端数は切り捨てて10円単位とする。)

ハ、当社線と北総線との乗継ぎの場合

当社線の小児片道普通旅客運賃と都営線および京成線の小児片道普通旅客運賃を5円ずつ差し引いた額に北総線の小児片道普通旅客運賃から北総線松飛台駅まで5円、北総線大町駅以遠10円を差し引いた額を併算した額とする。(10円未満の端数は切り捨てて10円単位とする。)

(空港連絡特殊割引片道普通旅客運賃)

第6条の5 空港連絡特殊割引片道普通旅客運賃は、次の各号に定める特定の区間を発着とする場合に適用する。

(1) 大人片道割引普通旅客運賃

イ、羽田空港国内線ターミナル・羽田空港国際線ターミナルから都営線各駅相互間

当社線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額と都営線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額を併算した額とする。

ロ、羽田空港国内線ターミナル・羽田空港国際線ターミナルから京成線空港第2ビルおよび成田空港相互間

当社線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額と都営線および京成線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額を併算した額とする。

ハ、当社線(羽田空港国内線ターミナル・羽田空港国際線ターミナルを除く)から京成線空港第2ビルおよび成田空港相互間

当社線の大人片道普通旅客運賃と都営線および京成線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額を併算した額とする。

ニ、羽田空港国内線ターミナル・羽田空港国際線ターミナルから北総線各駅相互間

当社線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額、都営線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額、京成線の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額お

よび北総線の大人片道普通旅客運賃から北総線松飛台駅まで 10 円, 北総線大町以遠 20 円を差し引いた額を併算した額とする。

(2) 小児片道割引普通旅客運賃

イ. 羽田空港国内線ターミナル・羽田空港国際線ターミナルから都営線各駅相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から 15 円を差し引いた額と都営線の小児片道普通旅客運賃から 15 円を差し引いた額を併算した額とする。

ロ. 羽田空港国内線ターミナル・羽田空港国際線ターミナルから京成線空港第 2 ビルおよび成田空港相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から 15 円を差し引いた額と都営線および京成線の小児片道普通旅客運賃から 15 円を差し引いた額を併算した額とする。

ハ. 当社線（羽田空港国内線ターミナル・羽田空港国際線ターミナルを除く）から京成線空港第 2 ビルおよび成田空港相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃と都営線および京成線の小児片道普通旅客運賃から 15 円を差し引いた額を併算した額とする。

ニ. 当社線（羽田空港国内線ターミナル・羽田空港国際線ターミナルを除く）から京成線空港第 2 ビルおよび成田空港相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃と都営線および京成線の小児片道普通旅客運賃から 15 円を差し引いた額を併算した額とする。

(個人情報取り扱い)

第 7 条 記名 IC カードにかかわる個人情報の取り扱いは、IC カード発行事業者の定めるところによる。

(旅客の同意)

第 8 条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものととする。

(取り扱い区間)

第 9 条 当社における IC カード乗車券の取り扱い区間は、全線とする。

(制限または停止)

第 10 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次に掲げる制限または停止をすることがある。

- (1) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車する列車の制限

2 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2編 ICSF カード

第1章 発売

(発 売)

第11条 ICSF カードは IC 発行事業者規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名 IC カードの購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

(チャージ)

第12条 ICSF カードは、IC 発行事業者規則の定めにより IC カード乗車券を処理する機器によりチャージすることができる。

- 2 ICSF カードを使用して乗車し、出場時に SF 残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。
- 3 前項の場合、その不足額に 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円単位に切り上げた額とする。

(SF 残額の確認)

第13条 ICSF カードの SF 残額は、IC カード乗車券を処理する機器により確認することができる。

- 2 ICSF カードの SF 残額履歴の表示または印字は IC 発行事業者規則の定めにより、IC カード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。ただし、第2条第1項第2号および第3号に定める IC カード乗車券の SF 残額履歴の表示または印字は、最近の SF 残額履歴から 20 件までとし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていない SF 残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの SF 残額履歴
- (3) 第22条または第23条の規定によりカードを再発行したときの再発行前の SF 残額履歴
- (4) 第24条の規定によりカードを交換したときの交換前の SF 残額履歴

- 3 当社においては、IC 発行事業者規則の定めにかかわらず、前各項に定める SF 残額および SF 残額履歴のほか、第2条第1項第1号に定める IC カード乗車券に限り、最近の SF 残額履歴から 100 件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、第22条または第23条の規定によりカードを再発行したときの再発行前の SF 残額履歴および第24条の規定によりカードを交換したときの交換前の SF 残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。

- (1) 出場処理がされていない SF 残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの SF 残額履歴
- (3) 26 週間を経過した SF 残額履歴
- (4) 第22条または第23条の規定によりカードを再発行した当日における再発行前の SF 残額履歴
- (5) 第24条の規定によりカードを交換した当日における交換前の SF 残額履歴

第2章 運賃

(運賃の減額)

第14条 旅客が ICSF カードを使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間の大人片道普通旅客運賃を減額する。ただし、小児用 IC カードにあっては、小児片道普通旅客運賃を減額する。

- 2 当社の駅発着となる場合で、当該発着区間内に他の IC 鉄道事業者を含む場合であっても、特に認めた場合を除き、全線当社を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を収受する。

(当社を含む IC 鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

第15条 旅客が ICSF カードを使用して入場した後、各 IC 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各 IC 鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用 IC カードの SF から減額する旅客運賃にあっては、各 IC 鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

- 2 前項にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から4社局以内の各 IC 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5社局以上を連続して乗車した場合であっても、4社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4社局以内を乗車したものとみなして運賃を減額する。
- 3 前項で減額するときに、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。
- 4 IC 鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃相当額から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一 IC 鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。
 - (2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。
- 5 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

(身体障害者割引および知的障害者割引)

第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客が次の各号のいずれかに該当する場合で、ICSF カードによる乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、当該区間の片道普通旅客運賃から5割引した額を減額する。

- (1) 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合
 - (2) 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合
- 2 前項により乗車するときは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。

- 3 第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第3章 効力

(効力)

第17条 ICカード乗車券取扱区間内を、ICSFカードを使用して乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSFカード1枚をもって1人が使用することができる。なお、無記名ICカードから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。
- (2) 入場後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取り扱いはしない。
- (4) 乗継駅では、SF残額が発駅からの片道普通旅客運賃に満たない場合、当該乗継駅での出場ができない。
- (5) 乗継駅では、出場から再入場までの時間が30分を超えた場合、乗り継ぎの取り扱いをしない。

(記名ICカードの再印字)

第18条 記名ICカードは、その券面に表示すべき事項(以下「券面表示事項」という。)が不明となったときは、使用してはならない。

- 2 前項の場合、IC発行事業者規則の定めるところにより、速やかに当該カードを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(記名ICカードの個人情報変更)

第19条 改氏名等により旅客の個人情報と記名ICカードに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名ICカードを使用してはならない。

- 2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該ICカードを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

(無効となる場合)

第20条 ICSFカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったICSFカードの取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

- (1) 旅行開始後のICカードを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合
- (3) 記名ICカードを記名人以外の者が使用した場合
- (4) 券面表示事項が不明となった記名ICカードを使用した場合

- (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用 IC カードを使用した場合
- (6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (7) 偽造、変造または不正に作成された ICSF カードもしくは SF を使用した場合
- (8) 旅客の故意または重大な過失により ICSF カードが障害状態となったと認められる場合
- (9) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 21 条 前条の規定に該当した場合、旅客営業規則の定めにより普通旅客運賃・増運賃を収受する。

第 4 章 再発行・交換

(紛失再発行)

第 22 条 記名 IC カードの記名人が当該記名 IC カードを紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、IC 発行事業者規則の定めにより、使用停止措置と再発行するために必要な帳票(以下「再発行整理票」という。)を交付する手続きをした後、再発行の取り扱いを行う。

- 2 紛失再発行の取り扱いを行った後に、紛失した記名 IC カードが発見された場合で、IC カード発行事業者が当該記名 IC カードにつきデポジットを収受している場合、デポジットの取り扱いは IC 発行事業者規則の定めによる。

(障害再発行)

第 23 条 ICSF カードが破損等によって使用できない場合で、当社が定める申請書を提出したときは、IC 発行事業者規則の定めにより再発行整理票を交付する手続きをした後、再発行の取り扱いを行う。

- 2 前項にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取り扱いを行わない。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失により ICSF カードが障害状態となったと認められ、第 20 条第 8 号により無効となった場合

(IC カードの交換および移替え)

第 24 条 当社および IC カード発行事業者の都合により、旅客が使用している ICSF カードを、当該 ICSF カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の ICSF カードに予告なく交換することがある。なお、一体型 IC カードにおいては提携先の都合による場合を含む。

- 2 一体型 IC カードを使用する旅客が、有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型 IC カードの交換をする場合の取扱いは IC カード発行事業者規則の定めによる。

- 3 一体型 IC カードを使用する旅客が、当社が定める申請書を提出し、現在使用している一体型 IC カードにおける記名 IC カードの機能を当社で発売できる IC カード乗車券に移し替える場合の取扱いは、IC 発行事業者規則の定めによる。

(免責事項)

第 25 条 IC カードの交換または再発行により、ICSF カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の ICSF カードを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 紛失した記名 IC カードの払い戻しや SF の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。
- 3 一体型 IC カードについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 4 この規則に定めのない、ICSF カードを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第 5 章 払い戻し

(払い戻し)

第 26 条 旅客が、ICSF カードが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、IC 発行事業者規則の定めにより払い戻しを行う。

第 6 章 特殊取扱

(IC カードの変更)

第 27 条 旅客が無記名 IC カードを差し出して、記名 IC カードへの変更を申し出た場合は、IC 発行事業者規則の定めにより IC カードの変更を行う。なお、記名 IC カードから無記名 IC カードへの変更はできない。

- 2 旅客が IC 発行事業者規則の定めによる有効期間満了後の小児用 IC カードを差し出して、大人用 IC カードへの変更を申し出た場合は、IC 発行事業者規則の定めにより IC カードの変更を行う。

(同一駅で出場する場合)

第 28 条 旅客は、ICSF カードを使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該 ICSF カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 旅客は、ICSF カードを使用して入場した後、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の入場料金を支払い、当該 ICSF カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(列車の運行不能の場合の取扱い方)

第 29 条 旅客は、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号のいずれかに定める取り扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の運賃は収受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該 ICSF カードの発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取り扱いを適用する。

(2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき

発駅から途中駅または当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅または当該駅において IC カード乗車券の SF 残額から減額する。

第 3 編 IC 定期乗車券

第 1 章 発売

(発 売)

第 30 条 旅客が定期乗車券の購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。この場合、大人定期乗車券は大人用 IC カードに、小児用定期乗車券は小児用 IC カードに定期乗車券の機能を付加する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

2 無記名 IC カードに定期乗車券の機能を付加するときは、当該無記名 IC カードを記名 IC カードに変更した後、前項の取り扱いを行う。

3 前各項にかかわらず、実習用通学定期乗車券および選挙定期乗車券の発売はしない。

(チャージ)

第 31 条 IC 定期乗車券は、IC 発行事業者規則の定めにより IC カード乗車券を処理する機器によりチャージすることができる。

2 IC 定期乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつ SF 残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。

3 前項の場合、その不足額に 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円単位に切り上げた額とする。

(SF 残額の確認)

第 32 条 IC 定期乗車券の SF 残額は、IC カード乗車券を処理する機器により確認することができる。

2 IC 定期乗車券の SF 残額履歴の表示または印字は IC 発行事業者規則の定めにより、IC カード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号および第 3

号に定める IC カード乗車券の SF 残額履歴の表示または印字は、最近の SF 残額履歴から 20 件までとし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていない SF 残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの SF 残額履歴
 - (3) 第 40 条または第 41 条の規定によりカードを再発行したときの再発行前の SF 残額履歴
 - (4) 第 42 条の規定によりカードを交換したときの交換前の SF 残額履歴
- 3 当社においては、IC 発行事業者規則の定めにかかわらず、前各項に定める SF 残額および SF 残額履歴のほか、第 2 条第 1 項第 1 号に定める IC カード乗車券に限り、最近の SF 残額履歴から 100 件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、第 40 条または第 41 条の規定によりカードを再発行したときの再発行前の SF 残額履歴および第 42 条の規定によりカードを交換したときの交換前の SF 残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。
- (1) 出場処理がされていない S F 残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴
 - (3) 26 週間を経過した S F 残額履歴
 - (4) 第 40 条または第 41 条の規定によりカードを再発行した当日における再発行前の S F 残額履歴
 - (5) 第 42 条の規定によりカードを交換した当日における交換前の S F 残額履歴

第 2 章 運賃

(運賃の減額)

第 33 条 旅客が IC 定期乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取り扱いは次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (2) 有効期間内で券面表示区間外から入場した後、券面表示区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (3) 有効期間内で券面表示区間外の駅相互間または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際乗車区間または別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する

(当社を含む IC 鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

第 34 条 旅客が IC 定期乗車券を使用して入場した後、各 IC 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し、出場する場合の取り扱いは前条の規定を準用する。

- 2 前項の定めにより、出場時に減額する片道普通旅客運賃相当額は、実際に乗車した経路に基づき、各 IC 鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、

小児用 IC カードの SF から減額する旅客運賃にあつては、各 IC 鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

- 3 前項にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から 4 社局以内の各 IC 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5 社局以上を連続して乗車した場合であっても、4 社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4 社局以内を乗車したものとみなして運賃を減額する。
- 4 前項で減額するときに、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。
- 5 IC 鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃相当額から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一 IC 鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあつては、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。
 - (2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。
- 6 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

(身体障害者割引および知的障害者割引)

第 35 条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客が次の各号のいずれかに該当する場合で、IC 定期乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、第 33 条に定める区間の片道普通旅客運賃から 5 割引した額を減額する。

- (1) 第 1 種身体障害者が介護者とともに乗車する場合
 - (2) 第 1 種知的障害者が介護者とともに乗車する場合
- 2 前項により乗車するときは、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。
 - 3 第 1 項の規定により割引の運賃を減額する場合、1 円未満の端数があるときは、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

第 3 章 効力

(効 力)

第 36 条 第 30 条の規定により発売した定期乗車券は旅客営業規則の定めにより取り扱う。

- 2 SF をチャージした IC 定期乗車券を、定期乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し、IC カード乗車券取扱区間内を乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効なものとする。
 - (2) 入場後は、当日限り有効とする。

- (3) 途中下車の取り扱いはしない。
- (4) 乗継駅では、SF残額が発駅からの片道普通旅客運賃に満たない場合、当該乗継駅での出場ができない。
- (5) 乗継駅では、出場から再入場までの時間が30分を超えた場合、乗り継ぎの取り扱いをしない

(再印字)

第37条 IC定期乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。

- 2 前項の場合、速やかに当該IC定期乗車券を当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない

(無効となる場合)

第38条 IC定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合、無効とする。この場合、無効となったIC定期乗車券の取扱いは、IC発行事業者規則の定めによる。

- (1) 券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに乗車した場合
- (3) IC定期乗車券を記名人以外の者が使用した場合
- (4) 券面表示事項が不明となったIC定期乗車券を使用した場合
- (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用IC定期乗車券を使用した場合
- (6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (7) 当社の旅客営業規則に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (8) 偽造、変造または不正に作成されたIC定期乗車券もしくはSFを使用した場合
- (9) 旅客の故意または重大な過失によりIC定期乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (10) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第39条 前条の規定に該当した場合、旅客営業規則の定めにより普通旅客運賃・増運賃を収受する。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第40条 IC定期乗車券の記名人が当該IC定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失したIC定期乗車券の使用停止措置と再発行整理票を交付する手続きを行う。

- (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明できること。

- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が IC カード発行事業者のシステムに登録されていること。
- 2 前項により使用停止措置を行った当該 IC 定期乗車券は、再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に第 1 号および第 2 号の要件を満たす場合に限って、当該 IC 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の IC 定期乗車券を再発行する。また、一体型 IC カードにおいては、第 1 号から第 4 号の要件を満たす場合に限って、旅客が提携先より交付された再発行用の媒体に、IC 定期乗車券の機能を再発行する。
- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
- (3) 旅客が磁気定期券の発行を受けた場合には、当該磁気定期券を提出すること
- (4) 旅客が提携先からの再発行用の媒体に係る通知を呈示すること。
- 3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する IC 定期乗車券 1 枚につき紛失再発行手数料 510 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱いは IC 発行事業者規則による。
- 4 第 1 項により使用停止措置を行った一体型 IC カードを使用していた旅客が、再発行整理票発行日の翌日以降に、当社が定める申請書を提出し、第 2 項第 1 号および第 2 号の条件を満たしたうえ、定期乗車券の再発行を請求した場合に限って、IC カード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを発行する。この場合、再発行した定期乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。なお、第 2 項による再発行の取扱いを行った後には定期乗車券の機能を再発行しない。
- 5 当該 IC 定期乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した IC 定期乗車券が発見された場合に、当該 IC 定期乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 6 第 1 項から第 3 項までの取扱いを行った後に、紛失した IC 定期乗車券が発見された場合で、IC カード発行事業者が当該 IC 定期乗車券につきデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは IC 発行事業者規則の定めによる。

(障害再発行)

- 第 41 条** IC 定期乗車券の破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社の定める申請書を提出し、かつ当該 IC 定期乗車券を呈示したときは、再発行整理票を交付する手続きを行う。
- 2 前項により再発行整理票が発行された当該 IC 定期乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、発行を請求した場合に限って、当該 IC 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の IC 定期乗車券を発行する。また、一体型 IC カードにおいては、第 1 号および第 3 号から第 5 号の条件を満たした場合に限って、IC 定期乗車券の機能を再発行する。
- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該 IC 定期乗車券を提出すること。
- (3) 旅客が定期券代用証の発行を受けた場合には、当該定期券代用証を提出すること。

- (4) 旅客が IC カード発行事業者および提携先より交付された再発行の媒体を持参すること。
 - (5) 旅客が障害状態となった当該一体型 IC カードと IC カード発行事業者からの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。
- 3 当該 IC 定期乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該 IC 定期乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、IC カード発行事業者が当該 IC 定期乗車券のデポジットを収受している場合の取扱いは、IC 発行事業者取扱規則の定めによる。
- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
 - (2) 旅客の故意または重大な過失により IC 定期乗車券が障害状態となったと認められ、第 38 条第 9 号により無効となった場合

(IC カードの交換および移替え)

第 42 条 当社および IC カード発行事業者の都合により、旅客が使用している IC 定期乗車券を、当該 IC 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の IC 定期乗車券に予告なく交換することがある。なお、一体型 IC カードにおいては提携先の都合による場合を含む。

- 2 一体型 IC カードを使用する旅客が、有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型 IC カードの交換をする場合、IC カード発行事業者および提携先から交換用の媒体の交付を受け、当社に、現在使用している一体型 IC カードと当該交換用の媒体を持参し、かつ IC カード発行事業者からの交換用の媒体にかかわる通知を呈示し、IC 定期乗車券の機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社は、所定の機器により移し替える。
- 3 一体型 IC カードを使用する旅客が、現在使用している一体型 IC カードにおける IC 定期乗車券の機能を、当社で発売できる IC カード乗車券に移し替える場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、当社は、IC 発行事業者規則に定める一体型 IC カードの払いもどしおよび IC カード乗車券の発売を行ったものとして、所定の機器により当該 IC カード乗車券に移し替える。ただし、当該一体型 IC カードに付加されていた定期乗車券の機能は、払いもどしをせず当該 IC カード乗車券に移し替える。なお、一体型 IC カードにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。
- 4 第 2 項の交換または第 3 項の移替えを行った後、交換または移替え前の IC 定期乗車券の機能停止の取消しまたは機能の復元、移し替えた IC 定期乗車券の機能を別の一体型 IC カードへ移し替えることはできない。

(免責事項)

第 43 条 IC カードの交換または再発行により、IC 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の IC 定期乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 紛失した IC 定期乗車券の払い戻しや SF の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。
- 3 一体型 IC カードについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 4 この規則に定めのない、IC 定期乗車券を媒体としたサービス（当社が提供するものを除く）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第 5 章 払い戻し

（払い戻し）

- 第 44 条** 旅客は、IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払い戻しを行い、IC 定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 2 旅客が、IC 定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める定期乗車券の払い戻しおよび IC 発行事業者規則の定めによる記名 IC カードの払い戻しを行う。この場合の払い戻し額は、定期乗車券の払い戻し額と SF 残額の合算額とする。
 - 3 前項の払い戻しを行う場合の手数料において、定期乗車券の払い戻し額が旅客営業規則に定める手数料額未満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。なお、定期乗車券の払い戻し額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

第 6 章 特殊取扱

（同一駅で出場する場合）

- 第 45 条** 旅客が、IC 定期乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合の取り扱いは次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃を支払い、当該 IC 定期乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
 - (2) 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間または別途乗車となる区間の普通旅客運賃を支払い、当該 IC 定期乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において入場した後、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の入場料金を支払い、当該 IC 定期乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(列車の運行不能の場合の取扱い方)

第 46 条 券面表示が有効期間内の IC 定期乗車券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客営業規則に定める定期乗車券の取り扱いによる。

- 2 SF をチャージした IC 定期乗車券を所持し券面表示区間外を乗車する場合または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は次の各号に定める取り扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の運賃は収受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該カードの発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取り扱いを適用する。

(2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき

発駅から途中駅または当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅または当該駅において IC カード乗車券の SF 残額から減額する。

付則

この規則は、2015 年 2 月 10 日から施行する。

別表第1号 IC取扱事業者

(IC鉄道事業者)

伊豆箱根鉄道株式会社、江ノ島電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、関東鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、京成電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、相模鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、西武鉄道株式会社、多摩都市モノレール株式会社、千葉都市モノレール株式会社、東京急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、東京都交通局、東武鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、箱根登山鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、株式会社舞浜リゾートライン、株式会社ゆりかもめ、横浜高速鉄道株式会社、横浜市交通局、株式会社横浜シーサイドライン、伊豆急行株式会社、埼玉新都市交通株式会社、東京モノレール株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社

(ICバス事業者)

伊豆箱根バス株式会社、株式会社江ノ電バス横浜、株式会社江ノ電バス藤沢、小田急バス株式会社、小田急シティバス株式会社、神奈川県中央交通株式会社、株式会社湘南神奈交バス、株式会社津久井神奈交バス、株式会社横浜神奈交バス、株式会社相模神奈交バス、株式会社藤沢神奈交バス、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス株式会社、関東鉄道株式会社、関東バス株式会社、京王電鉄バス株式会社、京王バス東株式会社、京王バス中央株式会社、京王バス南株式会社、京王バス小金井株式会社、京成バス株式会社、千葉中央バス株式会社、千葉海浜交通株式会社、千葉内陸バス株式会社、東京ベイシティ交通株式会社、ちばフラワーバス株式会社、ちばレインボーバス株式会社、ちばシティバス株式会社、ちばグリーンバス株式会社、京成タウンバス株式会社、京成トランジットバス株式会社、京成バスシステム株式会社、成田空港交通株式会社、京浜急行バス株式会社、羽田京急バス株式会社、横浜京急バス株式会社、湘南京急バス株式会社、国際興業株式会社、小湊鐵道株式会社、相鉄バス株式会社、西武バス株式会社、西武観光バス株式会社、立川バス株式会社、株式会社シティバス立川、千葉交通株式会社、東急バス株式会社、株式会社東急トランセ、東京空港交通株式会社、株式会社リムジン・パッセンジャーサービス、東京都交通局、東武バスセントラル株式会社、東武バスウエスト株式会社、東武バスイースト株式会社、東武バス日光株式会社、朝日自動車株式会社、茨城急行自動車株式会社、国際十王交通株式会社、川越観光自動車株式会社、阪東自動車株式会社、西東京バス株式会社、日東交通株式会社、鴨川日東バス株式会社、館山日東バス株式会社、箱根登山バス株式会社、小田急箱根高速バス株式会社、日立自動車交通株式会社、富士急行株式会社、株式会社フジエクスプレス、富士急湘南バス株式会社、富士急山梨バス株式会社、富士急シティバス株式会社、富士急静岡バス株式会社、船橋新京成バス株式会社、松戸新京成バス株式会社、平和交通株式会社、あすか交通株式会社、山梨交通株式会社、横浜市交通局、横浜交通開発株式会社、ジェイアールバス関東株式会社